

管理文書

文書番号：9740P014QA-6

NAMICS グリーン調達基準書

第17版

発効日：2022/6/30

＜承認回覧履歴＞

区分	担当者
作成	渡邊 俊輔
審査	羽二生 真之
承認	坂田 賢一



ナミックス株式会社
品質保証本部

はじめに

ナミックスは企業理念において「創造と革新により、全ての人の幸福と自然の繁栄を実現する」を掲げ、様々な活動を展開しております。その活動の一つである、持続可能な社会の発展のために、製品の環境側面を考慮して設計する製品、いわゆる「環境配慮型製品」の創出は、国内外の環境関連法規制を順守し、継続的に実現していくことが大切と考えており、これはお客様のニーズでもあり、社会からの要求でもあります。

そのためには、ナミックスが購入させていただきます原材料・副資材等が、環境負荷の低減に即していることが必須であり、お取引先の皆様のご理解とご協力が欠かせません。今まで共に鋭意展開して参りました活動を、グリーン調達基準として2005年に制定し、今回で第17版になりますが、これからも引き続き、ご支援・ご協力の程、よろしく御願い申し上げます。

目次

1. ナミックス環境方針
2. グリーン調達基準書の位置付け
 2. 1 目的
 2. 2 基本的な考え方
 2. 3 適用範囲
 2. 4 秘密保持
 2. 5 改訂
3. 用語の定義
 3. 1 原材料、副資材、その他材料
 3. 2 環境負荷化学物質等
 3. 3 規制物質、削減物質、管理物質
 3. 4 閾値、含有等
4. 環境負荷化学物質の管理基準
5. 環境負荷化学物質に関する要求事項
 5. 1 適合の保証について
 5. 2 環境負荷化学物質の含有状況と全廃に向けた是正計画について
 5. 3 データ測定、環境監査について
 5. 4 変更に関する事前承認について
 5. 5 お取引先様における管理について
6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項
 6. 1 お取引先様の環境保全活動について
 6. 2 お取引先様の製品管理について
7. 調査
 7. 1 目的
 7. 2 適用範囲
 7. 3 方法
 7. 4 ご提出いただく資料
 7. 5 提出時期
8. 調査結果に対する処置
9. 添付資料
 9. 1 添付一覧
 9. 2 最新版の配布
10. 問合せ先

1. ナミックス環境方針

環 境 方 針

当社は多くの水辺空間を有し、ゆたかな川の流れが日本海に注ぐ“水の都”新潟市の東部に位置し、周囲を田畠の実りに囲まれています。

創業以来この豊かな自然を守り、SEEDS（S：半導体、E：環境、E：エネルギー、D：デバイス、S：システム）をキーワードにエレクトロニクス製品に関わる絶縁・導電材料の研究開発を積極的に行い、製品の提供を通して人々の生活文化の向上に寄与してまいりました。

今後も次に掲げる環境方針を行動のよりどころとし、社会や自然といった全ての関係において共存共栄を実現し、共に繁栄することを目指しています。

-
1. 環境保全活動を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善を通して一層の社会的責務を果たす。
 2. 環境方針はすべての社員に周知し、一人ひとりが地球環境問題を自覚し、社会に貢献するよう努める。
 3. 環境保全に関する法令を順守し、当社が同意する業界や関連団体の指針を含む国際的な協調に努め、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系を保護し、汚染の予防と安全操業・保安防災の向上を図る。
 4. 事業活動に係わる環境側面について、次の環境保全活動を主軸として推進する。
 - 4-1. 省エネルギーの推進
 - 4-2. 3Rの推進（発生抑制：Reduce, 再使用：Reuse, 再資源化：Recycle）
 5. 製品の環境負荷低減のために、次の活動を推進する。
 - 5-1. 製品の持つ環境影響を最小限にするよう配慮した研究開発・設計に取り組む。
 - 5-2. 製品に含有する環境負荷化学物質の削減・代替を推進する。
 - 5-3. 製品包装材料の最小限化に取り組む。
 - 5-4. 環境に配慮した資材調達活動を積極的に展開する。
 6. 環境影響評価の結果を考慮し環境方針と整合した環境目標を中期計画として策定するとともに、単年度ごとに環境目標を策定し具体的な実施計画を設定し実行する。

1999年10月25日制定

2017年 7月31日改訂

ナミックス株式会社

代表取締役社長 小田嶋 壽信

2. グリーン調達基準書の位置付け

2. 1 目的

環境負荷の少ない製品をお客様にお届けするために、原材料を調達する際のお取引先様との関係において必要な事項を定め、資源保護、環境保全に配慮した資材調達を実現するために制定したものです。

2. 2 基本的な考え方

ナミックスは、次の活動を通して環境保全活動を共有できるお取引先様と、パートナーシップを推進して参ります。

(1) 環境保全を推進しているお取引先様からの調達を推進します。

(2) 環境負荷の少ない原材料・副資材の調達を推進します。

2. 3 適用範囲

本基準書は、ナミックスが生産する製品の原材料、副資材、その他材料等と、これらの調達先に適用します。

2. 4 秘密保持

お取引先様より提出される資料、データ等につきましては、当該お取引先様の承認を得ないまま、第三者に開示することはありません。お取引先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令、その他の規範を順守いたします。

2. 5 改訂

本基準書は、国内外の各種法規制、社会的な要求、および技術進歩による変化等に応じて、改訂することがあります。

3. 用語の定義

3. 1 原材料、副資材、その他材料

お取引先様の製品をナミックスが調達して、以下の用途で使用されるもの。

(1) 原材料

ナミックス製品を直接構成する原材料として、ナミックスが使用するもの。
(例. 樹脂、金属粉、ガラスフリット、顔料、溶剤、添加剤など)

(2) 副資材

お客様へ納入するナミックス製品から、上記(1)原材料を除いたもの。
(例. 包装材料として使用するもので、容器、袋、ダンボール、緩衝材、テープ、ラベルなど)

(3) その他材料

ナミックスが購入する原材料の内、ナミックス製品（完成品）に残留、又は含有しないもの。(例. 製造工程において使用する洗浄剤)

3. 2 環境負荷化学物質等

(1) 環境負荷化学物質

以下を全て満たすもの。

- 1) ナミックスが製品の製造時に、原材料、副資材、その他材料として使用する物質。
- 2) 環境や人の健康に影響を与える、かつ法規制や自主基準により管理すべき物質。
- 3) 関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」(最新版)で指定する物質。

(2) ハロゲンフリー

ハロゲン元素を含んだものは焼却する際にダイオキシンを発生するなど、有害物質に変性することが多いため、近年、ハロゲンフリー化の動きが進んでいます。

ナミックス製品もハロゲンフリー化を推進しており、閾値は国際規格 I E C 6 1 2 4 9 – 2 – 2 1 に従い以下のように設定しております。

塩素<900 ppm、臭素<900 ppm、塩素+臭素<1500 ppm

この閾値は、お取引先様の製品に対して要求するものではありません。

ただし、ナミックスが本活動を継続する為、閾値に関わらず常に最新のハロゲンの含有情報をご提供ください。

3. 3 規制物質、削減物質、管理物質

(1) 規制物質

- 1) レベル1：ナミックスが購入する調達品への閾値以上の含有が認められないもの。
- 2) レベル2：原則としてレベル1と同様に閾値以上の含有を禁止するが、条件付きで使用を認めるもの。

代替材料が無い等の技術的な理由で、止むを得ず使用する場合、以下等により、含有率や使用部位、使用用途、全廃期限等を適宜考慮して、使用を制限し、それを通じてレベル1への移行を猶予するもの。

- ・法規制
- ・ナミックスのお客様からの要求事項
- ・ナミックスの方針

(2) 削減物質

現時点で、直ちに含有を禁止または制限する必要はないが、社会環境や法規制の動向に従い、将来的にはレベル2への移行を考慮していくべきものであり、出来る限り製品への含有回避または削減に努めるべきもの。

(3) 管理物質

含有を、禁止または制限する必要はないが、使用の有無および含有濃度について、データを把握すべきものであり、意図的使用または含有が既知である場合に、報告の対象とするもの。(chemSHERPA 管理対象物質 等)

3. 4 閾値、含有等

(1) 閾値

均質素材が含む化学物質の、含有濃度の境界値を指す。

- 1) 「均質素材」とは、機械的に別々の素材に分離できない素材をいう。
- 2) 「機械的に分離」とは、原則、ネジの取り外し・切断・粉碎・研削・研磨等の機械的行為によって素材を分離することをいう。

(2) 含有

意図的、非意図的を問わず、添加、充填、混入または付着により、原材料、副資材、又はその他材料に残存すること。

(3) 含有既知

川上メーカーから環境負荷物質の含有について情報提供を受けている、あるいは、何かしらのデータから含有を確認していること。

(4) 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために、原材料、副資材、またはその他材料の製造時に意図して使用すること。但し、使用した物質が最終的に残存しない場合は除く。

(5) 適合

規制物質を含有しない、もしくは含有量が閾値未満であること。

(6) 不純物

天然素材中に含有し、工業精製の過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で副産物として非意図的に生成される、または未反応分として残存する物質で技術的に除去しきれない物質をいう。

4. 環境負荷化学物質の管理基準

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」をご参照ください。

5. 環境負荷化学物質に関する要求事項

ナミックスは、お取引先様へ以下の事項を要求いたします。
なお、お取引先様と製造元様が異なる場合は、原則、製造元様でご対応いただくこととなります。
その場合は、以降の文書において、お取引先様を製造元様へ読み替え頂くようお願ひいたします。

5. 1 適合の保証について

対象製品に対して、以下の保証をお願いいたします。

- (1) 規制物質を含有しない、もしくは含有量が閾値未満であること。

5. 2 環境負荷化学物質の含有状況と全廃に向けた是正計画について

(1) 以下の場合は、その含有状況と全廃に向けた是正計画をご報告ください。

1) 規制物質、又は不純物を含有している場合。

(2) 以下の場合は、その含有状況をご報告ください。

1) 管理物質を含有している場合。

(3) 以下の場合は、製品全体としての含有状況をご報告ください。

1) 全塩素および全臭素を含有している場合。

5. 3 データ測定、環境監査について

前項5. 1～5. 2について、測定データの提出を要求させていただく場合がございます。
また、環境監査の実施をお願いする場合がございます。

5. 4 変更に関する事前承認について

以下のいずれかをお取引先様において変更する場合は、事前にその旨を、書面でナミックスへ申請いただき、承認を得てください。

(1) 使用する原材料（お取引先様の製品を構成するもの）。

(2) 配合。

(3) 製法（工程）、設備、場所。

5. 5 お取引先様における管理について

前項5. 1～5. 4を順守する一環として、お取引先様にて以下をご実施ください。（詳細は後項6参照）

(1) 原材料を調達する際の、グリーン調達の実施。

(2) 製品を出荷する際の、出荷検査の適宜実施。

(3) 調達先を変更する際の、上記（1）（2）の実施。

6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項

ナミックスはグリーン調達を推進するため、お取引先様へ次のことを要求いたします。

6. 1 お取引先様の環境保全活動について

(1) ISO14001の外部認証を取得しているか、またはその計画があること。

(2) グリーン調達を実施しているか、またはその計画があること。

(3) ISO14001の外部認証を未取得の場合には、環境保全に対し、該当する範囲において、次の取組みがなされていることを望みます。

1) 企業理念

- ・環境保全に関する企業理念がある。
- ・環境保全に対する方針を定め、継続的改善及び汚染の防止に努めている。
- ・環境方針で、環境に関する法規制の順守を定めている。
- ・環境方針を全従業員へ周知し、第三者が入手できる。

2) 組織・計画

- ・環境保全に対する目的・目標がある。
- ・目的、目標を達成するための組織、責任者が明確になっている。
- ・目的、目標を達成するための実行計画がある。

3) 環境側面への対応

- ・以下の項目を管理・評価し、改善に努力している。

大気汚染、 水質汚濁、 騒音・振動、 管理物質、 廃棄物
エネルギー（電気・ガス・燃料等）

4) 教育訓練・情報提供

- ・環境関連の教育を実施している。
- ・著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事するものに、教育訓練を実施している。
- ・環境保全に関する情報を公開している。

5) 物流の合理化

- ・リデュース、リユース、リサイクル、輸送手段の効率化等に取組んでいる。

6. 2 お取引先様の製品管理について

(1) 異常品管理

不適合品が発生した時は、対象ロットを明確にし（隔離、識別等）、正常品と明確に分け、不適合品が誤って流出しないようにする。

(2) 作業管理

生産工程（生産に付随する工程も含む）においては、ルール通りに作業が進められ不適合品が生産されないようになっている。

(3) 資材、購買管理

原材料の選定基準、成分基準が明確で、これに沿った原材料が調達されている。

(4) 環境保全管理

有限な資源の有効活用としてゼロエミッション（3Rを含む）、地球温暖化防止としてエネルギー起源CO₂の排出量削減等を実施している。

(5) トレーサビリティ

出荷履歴が記録として保管され、原材料ロットに遡って履歴が特定できるようになっており、要求に応じてその記録を提出できるようになっている。

(6) 変更管理

原材料、工程、場所等の変更に際しては、事前に変更影響を評価し問題の無いことを確認し変更申請を提出の上、ナミックス承認のもとにて変更を実施している。

7. 調査

ナミックスは、グリーン調達を推進するため、定期的または不定期に、本基準書に沿った内容について、調査いたします。

7. 1 目的

お取引先様において、本基準書5項および6項の内容が滞りなく運用されていることを確認させていただきます。

7. 2 適用範囲

ナミックスおよびナミックスが指定する会社等が、直接または第三者を通じて、お取引先様の製品を調達し、原材料、副資材、その他材料として使用するものに適用します。

7. 3 方法

調査は、ナミックスが使用する原材料、副資材、その他材料について、環境負荷化学物質の含有に関する情報を、一品毎に、ご提出いただきます。

7. 4 ご提出いただく資料

(1) 受領確認書（別紙－1）

本基準書、NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リストの最新版を、ナミックスホームページよりご入手頂き、お取引先様にて御確認いただいた後（お取引先様と製造元様が異なる場合は、製造元様にて御確認いただいた後）本受領確認書を直ちにご返送ください。

(2) 適合証明書（別紙－2）

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」に記載の規制物質に対して、お取引先様の製品が当該リストの閾値を遵守できている場合は、適合を選択の上、1ページ目のみご発行ください。

規制物質を含有する場合は、1ページ目で適切な区分を選択し、2ページ目以降に全廃に向けた是正計画への見解をご報告の上、ご発行ください。

（今後の対策、代替案等、あるいは含有が不回避であり、現状のままとする場合は、その理由をご記載ください。）

お取引先様の製品がナミックスの要求に対して適合しない場合は、本基準書8項（2）の対応を実施いたします。

(3) 分析データ

前項（2）適合証明書を発行する場合に、その根拠として、実際の分析結果も併せてご提出ください。

- 1) 前項（2）の発行日から、原則1年以内のものとする。
- 2) 国際規格、又はJIS等に則った分析方法であること。（下記は分析例）
 - ・カドミウム、鉛、水銀 : ICP-AES法
 - ・六価クロム : UV-VIS法
 - ・PBBs、PBDEs : GC-MS法
 - ・フタル酸エステル類 : GC-MS法
- 分析における定量下限値はナミックスの保証要求値を順守している事。
- 3) 無機原材料、金属材料は PBB、PBDE測定をXRF法において、全臭素測定としても可とする。
- 4) 第三者機関分析、あるいは第三者機関分析と同等要件を備える自社分析であること。
- 5) 分析データには以下の項目を完備していること。
 - ・測定日
 - ・分析前処理法および試験方法
 - ・各分析対象の試験結果および定量下限値
 - ・分析フローチャート
- 6) 分析対象は以下のものとする。

「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBBs、PBDEs」の6物質群
および「DEHP、BBP、DBP、DIBP」のフタル酸エステル類4物質

（4）成分表及び各国登録状況（別紙－3）

- 1) 成分を明示いただくために必要です。
- 2) 成分の合計は、100%になるように、ご記入ください。
副資材は、部位を記入し、部位毎の合計が100%になるようにご記入ください。
- 3) 環境負荷化学物質に関わる情報は、以下の通りご記入ください。
 - ・管理No.
関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」で指定する物質の中で管理No.に該当する番号を選択ください。
環境負荷化学物質に該当しない成分は、管理No.の代わりに、“非該当”を選択ください。
 - ・報告の範囲
環境負荷化学物質が意図的／非意図的に関わらず、含有既知の場合は、閾値未満であっても、すべてご報告ください。
 - ・CAS No.
環境負荷化学物質に該当する成分がCAS No.を有する場合、必ずご記入ください。
 - ・含有量
含有量が範囲を有している場合、あるいは、不明瞭な物質については、“設計上、想定される最大値”にてご記入ください。

・含有区分および用途／目的

意図的使用か、あるいは、不純物か等、環境負荷化学物質を含有している理由についてご記入ください。

・ハロゲン含有情報

本基準書3.2項の要求に従い、意図的／非意図的に関わらず、お取引先様の製品に含まれる全塩素および全臭素の情報をご記入ください。
記入する値は、上記“含有量”の項目をご参照ください。

- 4) ナミックス製品の海外出荷の可否を判断するため、海外各国における既存化学物質リストへの登録状況をご記入ください。

含有の用途／目的が”不純物”の成分に関しては、各国登録状況の判定考慮の対象となりません。

また、副資材は調査対象外となるため、登録状況については回答不要です。

登録が無く流通が出来ない国がある場合は、今後、当該国への申請が発生した場合の協力の可否をご回答ください。

- 5) 輸出貿易管理令、米国輸出管理規則（E A R）、及び中国輸出管理法の該非確認のため、輸出貿易管理令の該非及び、生産国（最終的な加工又は製造を行った国）の情報をご記入ください。

別紙-3の要求に応じて、該非判定書のご提出をお願いいたします。

(5) SDS (Safety Data Sheet)

原則、JIS Z 7253に準拠した書式での提出を、お願いいたします。

(6) chemSHERPA

経済産業省の主導によるサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキームであり、前項（2）適合証明書を発行する場合に、
その含有している内容を明確にするためにも必要です。
意図的／非意図的を問わず、既知であるものはご記入ください。

- 1) ご使用の際は、以下 Web サイトより、最新版のダウンロードをお願いします。

(和文) <https://chemsherpa.net/tool>
(English/中文) <https://chemsherpa.net/english/tool>

- 2) 発行の際、以下をご留意の上ご提出ください。

・原材料及びその他材料：化学品データ作成支援ツール(chemSHERPA-CI)を使用し、shci ファイル および、エクセル出力したものを pdf に変換いただき、ご提出ください。
・副資材：成型品データ作成支援ツール(chemSHERPA-AI)を使用し、shai ファイルをご提出ください。

- 3) chemSHERPA は、弊社より要請しました時点における最新のデータ作成支援ツールを用いてご発行ください。

(7) システム構築状況調査票（別紙－4）

前項6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項、に沿って、その実現状況を、自主チェックいただくものです。チェックいただいた結果に基づき、ナミックスが製造元様へ伺い、監査を実施する場合があります。

7. 5 提出時期

提出時期 様式		取引 開始時	定期調査 (原材料)	定期調査 (副資材)	隨時	備考
受領確認書	別紙－1	○	○	○	○	
適合証明書	別紙－2	○	○	○	○	
分析データ	指定なし	○	○	○	○	
成分表及び各国登録状況	別紙－3	○	○	○ ^{*1}	○	
SDS	JIS	○	△	△	△	
chemSHERPA-CI（原材料、その他材料） chemSHERPA-AI（副資材）	共通	○	○	○ ^{*1}	○	
システム構築状況調査票	別紙－4	○	△	△	△	
該非判定書	別紙－5	○ ^{*2}	○ ^{*2}	-	○ ^{*2}	

○：必要、△：変更あれば必要

※1 成分表及び各国登録状況、又は chemSHERPA-AI どちらかの提出で可とする。

※2 別紙－3 の要求に応じて必要な場合に提出する。

（1）取引開始時に必ず1度は、全ての書類を提出いただくこととなります。

（2）定期調査（年1回）の際に回答いただくものが、定期調査時に相当します。

前回の調査時またはそれ以前の調査結果をもって代替することはできません。
調査の度に、新たに調査いただき、その最新の結果をご提出いただくこととなります。

（3）隨時とは、以下を指します。

- 1) 関連する法規制の改訂があり、それに該当する場合
- 2) chemSHERPA 管理対象物質の改訂があり、それに該当する場合
- 3) 以下に該当し、何らかの変更が発生した場合

- ・前項5. 4 変更に関する事前承認
- ・前項5. 5 お取引先様における管理

4) システム構築状況に関して、何らかの進展を認めた場合

5) その他、お取引先様もしくはナミックスにおいて、必要があると認める場合

8. 調査結果に対する処置

前項7. 4において、それらの内容に懸念が生じた場合には、以下の処置をとります。

- (1) システム構築状況（別紙－4）において、ナミックスがグリーン調達を推進する上で必要があると認める場合には、お取引先様には改善を依頼いたします。

(2) 適合証明書（別紙－2）を発行できない場合には、まず、提供可能な内容にて各資料を発行いただき、その後、技術的に代替が困難であるかの見地に立って、当該お取引先様と調整の上、判断いたします。

9. 添付資料

9. 1 添付一覧

(1) NAMICS グリーン調達基準 別紙一式

- 別紙－1 受領確認書
- 別紙－2 適合証明書
- 別紙－3 成分表及び各国登録状況
- 別紙－4 システム構築状況調査票
- 別紙－5 該非判定書

(2) 関連規定

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト

9. 2 最新版の配布

- (1) 定期調査の際には、その都度ナミックスから、改訂のご案内を配布致します。
案内を受領しましたら、ナミックスホームページより最新版一式の入手をお願いします。
- (2) 随時、ナミックスからお願いする場合も、上記（1）と同様です。

10. 問合せ先

本基準書の内容に関するお問合せは、下記へ御願いいたします。

ナミックス株式会社 品質保証本部 品質保証グループ
TEL : 025-258-5577 (代表)

ナミックス株式会社 グリーン調達基準書
第17版

発行部署：ナミックス株式会社
品質保証本部

■ ご提出いただく資料について

以下、各フォーマットごとの注意点をご確認いただきました上で、資料の発行をお願いいたします。

詳しくは、弊社グリーン調達基準書の7.4項 “ご提出いただく資料” をご参照願います。

資料名	様 式	評価選定期	定期調査(原材料)	定期調査(副資材)	備 考
受領確認書	本ファイル [別紙-1]	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン調達基準一式を受領後、直ちにご返送ください。 ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。
適合証明書	本ファイル [別紙-2]	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・証明区分が「条件付き適合」、又は「不適合」となる場合は、2ページ目以降の規制物質ごとの“確認結果”欄も漏れなくご入力ください。 ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。
成分表及び各国登録状況	本ファイル [別紙-3]	○	○	○ ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> ・対象製品が複数あります場合は、シートを複製してご作成ください。 ・閾値未満であっても、含有の情報をお持ちの場合はご回答をお願いします。 ・押印不要です。<u>エクセルシート</u>のままご提出ください。
システム構築状況調査票	本ファイル [別紙-4]	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。
該非判定書	本ファイル [別紙-5]	○ ^{*2}	○ ^{*2}	-	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙-3「輸出貿易管理令」の回答が「該当」又は「非該当」となる場合に作成をお願いします。 ・貴社独自のフォーマットをお持ちの場合は、そちらで提出頂いても構いません。 ・該非判定や該当項目が異なる製品がある場合は、それぞれ別ファイルに分けて、該非判定書の発行をお願いします。 <p>輸出貿易管理令については、下記リンクにある、「貨物・技術のマトリクス表」を参照の上、ご回答下さい。 出典：経済産業省 安全保障貿易管理 Export Control (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/)</p>
chemSHERPA-CI (原材料、その他材料)	業界共通	○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・以下Webサイトより、最新版をダウンロードし、ご作成ください。 (和文) https://chemsherpa.net/tool (英文) https://chemsherpa.net/english/tool
chemSHERPA-AI (副資材)			-	○ ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> ・100ppm未満であっても、含有の情報をお持ちの場合はご回答ください。
分析データ	指定なし	○	○	○	<p>■分析対象物質： 「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE」 および「DEHP、BBP、DBP、DIBP」</p>
SDS	JIS	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、JIS Z 7253に準拠した書式にてご提出ください。 ・最新の国内法規制に従った内容にてご発行ください。 ・可能であれば英文版も併せてご提供ください。

○：必要、△：変更あれば必要、-：不要

*1：どちらか一方のご提出で構いません。

*2：別紙-3 輸出貿易管理令の回答が「該当」又は「非該当」の場合のみご提出ください。

ナミックス（株）
品質保証本部 品質保証G宛

受領確認書

以下一式を受領いたしました。

NAMICSグリーン調達基準書 第17版

別紙－1 受領確認書

別紙－2 適合証明書

別紙－3 成分表および各国登録状況

別紙－4 システム構築状況調査票

別紙－5 該非判定書

関連規定：NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リスト

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

受領日			
会社名（事業所名）			
責任部署名			
責任者 役職、氏名、印	役職		
	氏名	印	
	T E L		
	F A X		
	E-mail		

Ver. 17 別紙－2

ナミックス（株）

品質保証本部 品質保証G室

NAMICS グリーン調達基準 適合証明書

貴社に納入する以下の製品は、最新のNAMICSグリーン調達基準を以下の証明区分で満たしていることを証明します。

- 適合： 規制レベル1～2のすべての物質が調達基準の閾値（許容濃度）に適合している。
- 条件付き適合：規制レベル1の物質は調達基準の閾値（許容濃度）に適合しているが、規制レベル2の物質を閾値を越えて含有しており、併せて以下の「2—使用物質 詳細報告」に記載した対策に沿って是正に取り組む。
- 不適合： 規制レベル1の物質を閾値を超えて含有している。
又は、規制レベル1の物質は調達基準の閾値（許容濃度）には適合しているが、規制レベル2の物質を閾値を超えて含有している。さらに以下の「2—使用物質 詳細報告」に記載した理由により含有することが不可避であり、現状のまます。

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

●入力要項

①「対象製品リスト」に調査対象製品名を記入下さい。

② NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リストを確認し、「証明区分」を回答下さい。

※証明区分が「適合」の場合は③の対応は不要です。

③ 1-1、1-2の確認結果に回答を入力下さい。

閾値（許容濃度）を超えて含有している場合は”不適合”を選択し「2—使用物質 詳細報告」に含有情報をご報告願います。

対象用途に該当しない場合は、“対象外”を選択願います。

複数製品で回答される際、確認結果が「不適合」と「対象外」で重複する場合は、「不適合」を選択願います。

④ 責任者に押印を頂いた上、弊社へご提出下さい。

※別途NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リストを確認しており、証明区分が「適合」となる場合は、2ページ目以降の提出は不要です。

対象製品リスト

No.	製品名	証明区分	No.	製品名	証明区分
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

備考：

回答年月日				
会社名（事業所名）				
責任部署名				
責任者 役職 氏名 印	役職			
	氏名			
	T E L			
	F A X			
	E-mail			

1. 環境負荷化学物質 適合状況の確認

1-1. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴う）

管理No.	物質名	分析対象	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	確認結果
P1001	カドミウム及びその化合物	原 材 料、 そ の 他 材 料	—	レベル1	亜鉛を含む金属材料の不純物	100ppm未満	
					上記以外の用途	5ppm未満	
P1002	鉛及びその化合物		—	レベル1	以下及び鉛を意図的に使用したガラスフリットを除く全ての用途	100ppm未満	
					スズを含む金属材料の不純物	500ppm以下	
P1003	水銀及びその化合物		—	レベル1	全ての用途	2ppm未満	
P1004	六価クロム化合物				全ての用途	10ppm未満	
P1005	包装材におけるカドミウム、鉛、水銀、六価クロム（4重金属）の合計	副資材	—	レベル1	ナミックスが包装材として購入している全ての副資材	包装を構成する各均質素材毎で、4重金属の合計50ppm未満	
P1006	ポリプロモビフェニル (PBB)	全 材 料	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1007	ポリプロモジフェニルエーテル (PBDE) (DecaBDE含む)				全ての用途	1000ppm未満	
P1033	特定のフタル酸エステル (DEHP/DBP/BBP/DIBP)		別表1.4参照	レベル1	全ての用途	50ppm未満	

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない）

管理No.	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	確認結果
P1008	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8	レベル1	全ての用途	50ppm未満	
P1009	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	レベル1	全ての用途	50ppm未満	
P1010	ポリ塩化ナフタレン (PCN)	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1011	ポリ塩化ターフェニル (PCT)	—	レベル1	全ての用途	50ppm未満	
P1012	塩素化バラフィン (CP)	85535-84-8 84082-38-2 71011-12-6 85536-22-7 85535-85-9 85535-86-0	レベル1	全ての用途	100ppm未満	
P1013	ポリ塩化ビニル及びPVC混合物	—	レベル1	絶縁テープ、ラベルを除く全ての用途	1000ppm未満	
P1014	ハイドロフルオロカーボン(HFC)、バーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1015	オゾン層破壊物質	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1016	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1017	バーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び関連物質	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1018	バーフルオロオクタン酸 (PF OA) とその塩及び関連物質	別表1.1参照	レベル1	全ての用途	PF OA とその塩及び関連物質の合計で0.0000025 重量% (25 ppb) 未満	
P1019	ベリリウム及びその化合物	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1020	塩化コバルト	7646-79-9	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1021	砒素及びその化合物	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1022	石綿（アスベスト）	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1023	特定アゾ化合物 (特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン)	別表1.2参照	レベル1	全ての用途	30ppm未満	
P1024	ホルムアルデヒド	50-00-0	レベル1	不純物、又は未反応分としての残留を除く全ての用途	300ppm未満	
P1025	N-フェニルベンゼンアミンとステレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない） 続き

管理No.	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値(許容濃度)	確認結果
P1026	フマル酸ジメチル (DMF)	624-49-7	レベル1	全ての用途	0.1ppm未満	
P1027	特定の多環芳香族炭化水素 (PAH)	別表1.3参照	レベル1	全ての用途	1ppm未満	
P1028	ベンゼン	71-43-2	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1029	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1030	人権侵害及び高リスク地域に関わる鉱物（紛争地域、及び高リスク地域(CAHRAs)原産の鉱物) https://www.cahrastlist.net/cahras (金、スズ、タンタル、タングステン及びコバルト、マイカ)	—	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1031	放射性物質 [ウラン (U)、ブルトニウム (Pu)、ラドン (Rn)、アメリシウム (Am)、トリウム (Th)、セシウム (Cs)、ストロンチウム (Sr) など]	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1032	赤磷／黄磷	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1034	りん酸トリス2-クロロエチル (TCEP) りん酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TOPP) りん酸トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	115-96-8 13674-84-5 13674-87-8	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1035	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質	—	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1036	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	84852-53-9	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1037	1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロベンタシクロ[12.2.1.16.9.02.13.05.10]オクタデカ-7, 15ジエン ("デクロランプラス" TM)	—	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1038	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFCAs) およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	—	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1039	TSCA 優先物質 (PBT, First 10 Chemical Substances)	別表1.5参照	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1040	アクリルアミド (モノマー)	79-06-1 2680-03-7	レベル1	全ての用途	5ppm未満	
P1041	ダイオキシン類及びフラン類	別表1.6参照	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1042	クロロフェノール	別表1.7参照	レベル1	全ての用途	0.1ppm未満	
P1043	着色剤 (発がん性、皮膚感作性の懸念があるもの)	別表1.8参照	レベル1	全ての用途	20ppm未満	
P1044	ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質	—	レベル1	全ての用途	100ppm未満	
P1045	メチルフェノール化合物	95-48-7 106-44-5 108-39-4 1319-77-3	レベル1	全ての用途	メチルフェノール化合物の合計として10ppm未満	
P1046	農薬類	別表1.9参照	レベル1	全ての用途	農薬類の合計として0.5ppm未満	
P1047	UV安定剤	3846-71-7 3864-99-1 25973-55-1 36437-37-3	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1048	長鎖 (C9-C20) ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質	—	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1049	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs) C9-C14とその塩及び関連物質	—	レベル1	全ての用途	PFCAsとその塩及び関連物質の合計で0.0000025 重量% (25 ppb) 未満	
P1050	ハロゲン化ジフェニルメタン類	76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	レベル1	全ての用途	1ppm未満	
P1051	ラテックス、天然ゴム	—	レベル1	全ての用途	意図的使用無し	
P1052	過塩素酸塩	7601-89-0 7778-74-7 7790-98-9 7791-03-9 10034-81-8	レベル1	全ての用途	過塩素酸塩の合計として0.1ppm未満	
P1053	テトラブロモビスフェノールA(TBBA, TBBPA)	79-94-7	レベル1	全ての用途	臭素として900ppm未満	
P2001	有機スズ化合物	別表1.10参照	レベル2	全ての用途	有機スズ化合物の合計として1000ppm未満	
P2002	アクリレートモノマー グループ1	別表1.11参照	レベル2	全ての用途	1000ppm未満	
P2003	PFAS (Per-and Polyfluoroalkyl Substances) 少なくとも1つの脂肪族-CF ₂ または-CF ₃ を含む物質	—	レベル2	全ての用途	1000ppm未満	
P2004	殺生物剤	別表1.12参照	レベル2	全ての用途	意図的使用無し	
P2005	ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS) 及び関連物質	—	レベル2	全ての用途	1000ppm未満	

含有する規制物質の管理No.

2—使用物質 詳細報告

● 入力要項

1-1 および 1-2 で“不適合”を選択された項目に対して、製品毎に詳細情報（物質名、CAS No.、含有量、含有区分、今後の対策）を記入願います。

「含有区分」において、最終製品の性能・品質に寄与する物質は、「意図的の使用」を、原料由来で除去が困難なもの あるいは、合成過程における未反応分や副生成物といった 最終製品の性能・品質に寄与しない物質は、「不純物」をそれぞれ選択願います。

備考：

別表1.1 パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びその化合物

物質名	CAS No.
Pentadecafluoroctanoic acid	335-67-1
Ammonium pentadecafluoroctanoate	3825-26-1
Sodium pentadecafluoroctanoate	335-95-5
Potassium perfluoroctanoate	2395-00-8
Silver(1+) perfluoroctanoate	335-93-3
Pentadecafluorooctyl fluoride	335-66-0
Methy perfluoroctanoate	376-27-2
Ethyl perfluoroctanoate	3108-24-5
PFOA related substances	-

別表1.2 特定アゾ化合物（特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン）の一覧

物質名	CAS No.
4-aminodiphenyl	92-67-1
benzidine	92-87-5
4-chloro-o-toluidine; 4-chloro-2-methylaniline	95-69-2
2-naphthylamine	91-59-8
o-aminoazotoluene	97-56-3
2-amino-4-nitrotoluene; 5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-chloroaniline	106-47-8
2,4-diaminoanisole	615-05-4
4,4'-diaminodiphenylmethane; 4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
3,3'-dimethyl-4,4'-diaminodiphenylmethane; 4,4'-diamino-3,3'-diphenylmethane	838-88-0
p-cresidine; 6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4'-methylene-bis-(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4'-oxideaniline	101-80-4
4,4'-thiodianiline; 4,4'-diaminodiphenylsulfide	139-65-1
o-toluidine	95-53-4
2,4-toluylenediamine; 4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-anisidine	90-04-0
4-aminoazobenzene	60-09-3
4-Chloro-2-toluidine hydrochloride	3165-93-3
2,4-Diaminoanisole sulfate	39156-41-7
2-Naphthylamine acetate	553-00-4
2,4,5-Trimethylaniline hydrochloride	21436-97-5
2,4-Xyldine	95-68-1
2,6-Xyldine	87-62-7

別表1.3 特定の多環芳香族炭化水素（PAHs）の一覧

物質名	CAS No.
Benzo[a]pyrene	50-32-8
Benzo[e]pyrene	192-97-2
Benzo[a]anthracene	56-55-3, 1718-53-2
Chrysene	218-01-9
Benzo[b]fluoranthene	205-99-2
Benzo[j]fluoranthene	205-82-3
Benzo[k]fluoranthene	207-08-9
Dibenzo[a,h]anthracene	53-70-3

別表1.4 特定のフタル酸（DEHP/DBP/BBP/DIBP）の一覧

物質名	CAS No.
Bis (2-ethylhexyl)phthalate; Di (2-ethylhexyl) phthalate	117-81-7
Diethyl phthalate; Di-n-butyl phthalate	84-74-2
Benzyl butyl phthalate; Butyl benzyl phthalate	85-68-7
Diisobutyl phthalate; Di-i-butyl phthalate	84-69-5

別表1.5 TSCA 優先物質（PBT, First 10 Chemical Substances）

物質名	CAS No.
Decabromodiphenyl ether (DecaBDE)	1163-19-5
Phenol, Isopropylated Phosphate (PIP) (3 : 1)	68937-41-7
2, 4, 6-Tris (tert-butyl) phenol (TTBP)	732-26-3
Pentachlorothiophenol (PCTP)	133-49-3
Hexachlorobutadiene (HCBD)	87-68-3
Methylene Chloride	75-09-2
1-Bromopropane	106-94-5
Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD)	25637-99-4 3194-55-6 3194-57-8
Asbestos	1332-21-4
Carbon Tetrachloride	56-23-5
1,4-dioxane	123-91-1
N-Methylpyrrolidone (NMP)	872-50-4
Perchloroethylene	127-18-4
Pigment Violet 29	81-33-4
Trichloroethylene (TCE)	79-01-6

別表1.6 ダイオキシン類及びフラン類

物質名	CAS No.
1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzo-p-dioxin	40321-76-4
2,3,7,8-Tetrachlorodibenzofuran	51207-31-9
2,3,4,7,8-Pentachlorodibenzofuran	57117-31-4
2,3,7,8-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin	1746-01-6
1,2,3,4,7,8-Hexachlorodibenzo-p-dioxin	39227-28-6
1,2,3,6,7,8-Hexachlorodibenzo-p-dioxin	57653-85-7
1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzo-p-dioxin	19408-74-3
1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzofuran	57117-41-6
1,2,3,4,7,8-Hexachlorodibenzofuran	70648-26-9
1,2,3,6,7,8-Hexachlorodibenzofuran	57117-44-9
1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzofuran	72918-21-9
2,3,4,6,7,8-Hexachlorodibenzofuran	60851-34-5
1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzo-p-dioxin	35822-46-9
1,2,3,4,6,7,8,9-Octachlorodibenzo-p-dioxin	3268-87-9
1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzofuran	67562-39-4
1,2,3,4,7,8,9-Heptachlorodibenzofuran	55673-89-7
1,2,3,4,6,7,8,9-Octachlorodibenzofuran	39001-02-0
2,3,7,8-Tetrabromodibenzo-p-dioxin	50585-41-6
1,2,3,7,8-Pentabromodibenzo-p-dioxin	109333-34-8
2,3,7,8-Tetrabromodibenzofuran	67733-57-7
2,3,4,7,8-Pentabromodibenzofuran	131166-92-2
1,2,3,4,7,8-Hexabromodibenzo-p-dioxin	110999-44-5
1,2,3,6,7,8-Hexabromodibenzo-p-dioxin	110999-45-6
1,2,3,7,8,9-Hexabromodibenzo-p-dioxin	110999-46-7
1,2,3,7,8-Pentabromodibenzofuran	107555-93-1

別表1.7 クロロフェノール

物質名	CAS No.
2,3,4,5-Tetrachlorophenol (2,3,4,5-TeCP)	4901-51-3
2,3,4,6-Tetrachlorophenol (2,3,4,6-TeCP)	58-90-2
2,3,5-Trichlorophenol (2,3,5-TCP)	933-78-8
2,3,5,6-Tetrachlorophenol (2,3,5,6-TeCP)	935-95-5
2,3,6-Trichlorophenol (2,3,6-TCP)	933-75-5
2,4,6-Trichlorophenol (2,4,6-TCP)	88-06-2
3,4,5-Trichlorophenol (3,4,5-TCP)	609-19-8
Pentachlorophenol	87-86-5
Tetrachlorophenol, including isomers	25167-83-3
Trichlorophenol, including isomers	25167-82-2

別表1.8 着色剤

物質名	CAS No.
Acid Red 26	3761-53-3
Basic Red 9	569-61-9
Basic Violet 14	632-99-5
Direct Black 38	1937-37-7
Direct Blue 6	2602-46-2
Direct Red 28	573-58-0
Direct Yellow 1	6472-91-9
Disperse Blue 1	2475-45-8
Disperse Orange 11	82-28-0
Disperse Yellow 3	2832-40-8
Quinoline	91-22-5
Pigment Yellow 34	1344-37-2
Pigment Red 104	12656-85-8
Disperse Blue 3	2475-46-9
Disperse Blue 7	3179-90-6
Disperse Blue 26	3860-63-7
Disperse Blue 35	12222-75-2
Disperse Blue 102	12222-97-8
Disperse Blue 106	12223-01-7
Disperse Blue 124	61951-51-7
Disperse Brown 1	23355-64-8
Disperse Orange 1	2581-69-3
Disperse Orange 3	730-40-5
Disperse Orange 37/59/76	12223-33-5
Disperse Red 1	2872-52-8
Disperse Red 11	2872-48-2
Disperse Red 17	3179-89-3
Disperse Yellow 1	119-15-3
Disperse Yellow 9	6373-73-5
Disperse Yellow 39	12236-29-2
Disperse Yellow 49	54824-37-2
Disperse Yellow 64	10319-14-9
Pigment Black 25	68186-89-0
Pigment Yellow 157	68610-24-2
Solvent Yellow 14	842-07-9
4-Amino-3-fluorophenol	399-95-1
Acid Violet 49	1694-09-3
Basic Blue 26	2580-56-5
Basic Violet 1	8004-87-3
Basic Violet 3	548-62-9 603-48-5 14426-25-6
D&C Orange No. 17	3468-63-1
D&C Red No. 8	2092-56-0
D&C Red No. 9	5160-02-1
D&C Red No. 19	81-88-9
Disperse Orange 149	85136-74-9
Disperse Yellow 23	6250-23-3
Malachite Green	10309-95-2

別表1.8 着色剤(続き)

物質名	CAS No.
Navy Blue	118685-33-9
Solvent Blue 4	6786-83-0

別表1.9 農業類

物質名	CAS No.
Aldrine	309-00-2
Azinphos ethyl	2642-71-9
Azinphos methyl	86-50-0
Bromophos-ethyl	4824-78-6
Captafol	2425-06-1
Carbaryl	63-25-2
Chlordane	54-74-9
Chlordecone	143-50-0
Chlordimeform	6164-98-3
Chlорfenvinphos	470-90-6
Coumaphos	56-72-4
Cyfluthrin	68359-37-5
Cyhalothrin, λ-	91465-08-6
Cypermethrin	52315-07-8
Deltamethrin	52918-63-5
Demeton	919-86-8
Diazinon	333-41-5
o,p'-Dichlorodiphenylchloroethane (o,p'-DDD)	53-19-0
p,p'-Dichlorodiphenylchloroethane (p,p'-DDD)	72-54-8
o,p'-Dichlorodiphenylchloroethylene (o,p'-DDE)	3424-82-6
p,p'-Dichlorodiphenylchloroethylene (p,p'-DDE)	72-55-9
o,p'-Dichlorodiphenyltrichloroethane (o,p'-DDT) and its isomers; preparations containing DDT and its isomers	789-02-6
p,p'-Dichlorodiphenyltrichloroethane (p,p'-DDT) and its isomers; preparations containing DDT and its isomers	50-29-3
2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, its salts and compounds	94-75-7
Dichlorprop	120-36-5
Dicrotophos	141-66-2
Dieldrine	60-57-1
Dimethoate	60-51-5
Dinoseb and salts	88-85-7
Endosulfan, alpha	959-98-8
Endosulfan, beta	33213-65-9
Endrine	72-20-8
Esfenvalerate	66230-04-4
Ethyl parathion	56-38-2
Fenvalerate	51630-58-1
Heptachlor	76-44-8
Heptachloropoxide	1024-57-3
Hexachlorobenzene	118-74-1
Hexachlorocyclohexane (HCH), all isomers	608-73-1
Isodrin	465-73-6
Kelevane	4234-79-1
Lindane	58-89-9
Malathion	121-75-5
MCPA	94-74-6
MCPB	94-81-5
Mecoprop	93-65-2
Methamidophos	10265-92-6
Methoxychlor	72-43-5
Methyl parathion	298-00-0
Mevinophos	7786-34-7
Mirex	2385-85-5
Monocrotophos	6923-22-4
Perthane	72-56-0
Profenophos	41198-08-7
Propetamphos	31218-83-4
Quinalphos	13593-03-8

別表1.9 農薬類(続き)

物質名	CAS No.
Quintozone (pentachlorobenzene)	82-68-8
Strobane	8001-50-1
Telodrin	297-78-9
Toxaphene	8001-35-2
Tribufos (DEF)	78-48-8
2,4,5-Trichlorophenoxyacetic acid, salts and compounds	93-76-5
2-(2,4,5-Trichlorophenoxy)propionic acid, salts and compounds	93-72-1
Trifluralin	1582-09-8

別表1.10 有機スズ化合物

物質名	CAS No.
Monobutyltin (MBT) Compounds	-
Monoctyltin (MOT) Compounds	-
Dibutyltin Dichloride	683-18-1
Dibutyltin (DBT) Compounds	-
Diocetyltin (DOT) Compounds	-
Tetrabutyltin (TeBT)	-
Tetraoctyltin (TeOT)	-
Tributyltin (TBT) Compounds	-
Tributyltin Oxide	56-35-9
Tricyclohexyltin (TCyT) Compounds	-
Triphenyltin (TPhT) Compounds	-
Triphenyltin Hydroxide	76-87-9

別表1.11 アクリレートモノマー グループ1

物質名	CAS No.
1,6-Hexanediol diacrylate	13048-33-4
2-(2-Ethoxyethoxy)ethyl acrylate	7328-17-8
2-Acryloyloxyethyl butylcarbamate	63225-53-6
2-Phenoxyethyl acrylate(PHEA)	48145-04-6
4-tert-Butylcyclohexyl acrylate(TBCHA)	84100-23-2
Butanediol diacrylate	1070-70-8
Isobornyl acrylate	5888-33-5
Tetrahydrofurfuryl acrylate	2399-48-6
Trimethyo Propane triacrylate	15625-89-5
Tripropylene glycol diacrylate	42978-66-5

別表1.12 殺生物剤

物質名	CAS No.
2-bromo-2-(bromomethyl)pentanedinitrile (DBDCB)	35691-65-7
2-(Thiocyanatomethylthio) benzothiazole (TCMTB)	21564-17-0
Carbendazim	10605-21-7
Chlorocresol	59-50-7
Fludioxonil	131341-86-1
Glutaraldehyde	111-30-8
3-iodo-2-propynylbutylcarbamate (IPBC)	55406-53-6
N,N'-methylenebismorpholine (MBM)	5625-90-1
O-Phenylphenol	90-43-7
Propiconazole	60207-90-1
Tebuconazole	107534-96-3
Tolyfluanid	731-27-1
Bronopol	52-51-7
Diazolidinyl urea	78491-02-8
1,3-Dimethylol-5,5-dimethylhydantoin	6440-58-0
Quaternium-15	4080-31-3
Imidazolidinyl urea	39236-46-9
Benzisothiazolone (BIT)	2634-33-5
Dichlorooctylisothiazolinone (DCOIT)	64359-81-5
2-Methyl-1,2-benzisothiazolin-3-one (MBIT)	2527-66-4
Methylchloroisothiazolinone (CIT)	26172-55-4

別表1.12 殺生物剤(続き)

物質名	CAS No.
Methylisothiazolinone (MIT)	2682-20-4
Mixture (3:1) of CIT and MIT	55965-84-9
n-Octylisothiazolinone (OIT)	26530-20-1
2-Butanone, peroxide	1338-23-4
2-Chloroacetamide	79-07-2
4,4-dimethyloxazolidine	51200-87-4
Benzalkonium chloride	8001-54-5
Cetrimonium bromide	57-09-0
Cetrimonium chloride	112-02-7
Cu-HDO	312600-89-8
Dichlorophen	97-23-4
Folpet	133-07-3
Guaniidine, N,N''-1,6-hexanediylibis[N'-cyano-, polymer with 1,6-hexanediamine, hydrochloride	27083-27-8
N-Methylol-chloroacetamide	2832-19-1
Permethrin	52645-53-1
Thiourea	62-56-6
Triclosan	3380-34-5

別表2.1 その他のフタル酸エステル(規制物質を除く)

物質名	CAS No.
Diisonyl phthalate (DINP)	28553-12-0 68515-48-0
Di-isodecyl phthalate (DIDP)	26761-40-0 68515-49-1
Di-n-Octyl phthalate (DNOP)	117-84-0
Di-n-hexyl phthalate (DnHP)	84-75-3
1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich (DIHP)	71888-89-6
1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters (DHNUP)	68515-42-4
Bis-(2-methoxyethyl) phthalate (DMEP)	117-82-8
Other phthalates	-

別表2.2 ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウムの一覧

物質名	CAS No.
Boric acid	10043-35-3 11113-50-1
Sodium tetraborate pentahydrate	12179-04-3
Disodium tetraborate, anhydrous	1330-43-4
Sodium tetraborate decahydrate	1303-96-4
Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	12267-73-1

別表2.3 アクリレートモノマー グループ2

物質名	CAS No.
Cyclic trimethylol-propane formal acrylate (CTFA)	66492-51-1
2-hydroxyethyl acrylate (HEA)	818-61-1
Tricyclododecane dimethanol diacrylate (TCDDMDA)	42594-17-2
Benzyl acrylate (BZA)	2495-35-4
Methyl phenylglyoxalate; Methyl benzylformate (MBF)	15206-55-0
3,3,5-Trimethylcyclohexyl acrylate (TMCHA)	86178-38-3
4-Acryloylmorpholine (ACMO)	5117-12-4
Butyl acrylate (BA)	141-32-2
tert-Butyl acrylate (TBA)	1663-39-4
Isobutyl acrylate (IBA)	106-63-8
Acrylic acid (AA)	79-10-7
Isodecyl acrylate (IDA)	1330-61-6
Ethyl trimethylbenzoyl phenylphosphinate (ETBPP)	84434-11-7
2-Ethylhexyl acrylate (EHA)	103-11-7
Methyl acrylate (MA)	96-33-3
Isobutyl methacrylate (IBMA)	97-86-9
Ethyl acrylate (EA)	140-88-5
Isobornyl methacrylate (IBOMA)	7534-94-3
Other adhesive monomers with similar properties	-

別表2.4 アルキルフェノールエトキシレート及びアルキルフェノール(APEO/AP)

物質名	CAS No.
Nonylphenol	25154-52-3
Octylphenol	27193-28-8
Polyethylene glycol nonylphenyl ether	9016-45-9
Polyethylene glycol mono(4-nonylphenyl) ether	26027-38-3
Ethoxylated isonylphenol	37205-87-1
Poly(oxy-1,2-ethanediyl), α -(4-nonylphenyl)- ω -hydroxy-, branched	127087-87-0
Poly(oxy-1,2-ethanediyl), α -(nonylphenyl)- ω -hydroxy-, branched	68412-54-4
Polyethylene glycol mono(4-tert-octylphenyl) ether	9002-93-1

別表2.5 ビスフェノール類

物質名	CAS No.
4,4'-Methylenebis(phenol) (Bisphenol F)	620-92-8
4,4'-oxybisphenol	1965-09-9
4,4'-bisphenol (BP4,4')	92-88-6
Bisphenol A	80-05-7
Bisphenol AF (BPAF)	1478-61-1
Bisphenol AP (BPAP)	1571-75-1
Bisphenol B (BPB)	77-40-7
Bisphenol BP (BPBP)	1844-01-5
Bisphenol C (BPC)	79-97-0
Bisphenol C2 (BPC2)	14868-03-2
Bisphenol E (BPE)	2081-08-5
Bisphenol F	1333-16-0
Bisphenol FL (BPFL)	3236-71-3
Bisphenol M (BPM)	13595-25-0
Bisphenol P (BPP)	2167-51-3
Bisphenol PH (BPPH)	24038-68-4
Bisphenol S	80-09-1
Bisphenol Z (BPZ)	843-55-0
Phenol, 2,2'-methylenebis-	2467-02-9

別表2.6 特定の有機塩素化合物

物質名	CAS No.
Bromodichloromethane	75-27-4
Carbon tetrachloride	56-23-5
Chloroform	67-66-3
Dibromochloromethane	124-48-1
Methylene chloride	75-09-2
Methyl chloride	74-87-3
Chloroethane	75-00-3
1,1-Dichloroethane	75-34-3
1,2-Dichloroethane	107-06-2
Hexachloroethane	67-72-1
Pentachloroethane	76-01-7
1,1,1,2-Tetrachloroethane	630-20-6
1,1,2,2-Tetrachloroethane	79-34-5
1,1,1-Trichloroethane	71-55-6
1,1,2-Trichloroethane	79-00-5
1,1-Dichloroethylene	75-35-4
cis-1,2-Dichloroethylene	156-59-2
trans-1,2-Dichloroethylene	156-60-5
Tetrachloroethylene	127-18-4
Trichloroethylene	79-01-6

別表2.7 N-ニトロソアミン類

物質名	CAS No.
N-Nitrosodibutylamine	924-16-3
N-Nitrosodiethanolamine	1116-54-7
N-Nitrosodiethylamine	55-18-5
N-Nitrosodiisopropylamine	601-77-4
N-Nitrosodimethylamine	62-75-9
N-Nitrosodiphenylamine	86-30-6
N-Nitrosodipropylamine	621-64-7
N-Nitrosoethylphenylamine	612-64-6
N-Nitrosomethylethylamine	10595-95-6
N-Nitrosomethylphenylamine	614-00-6
N-Nitrosomorpholine	59-89-2
N-Nitrosopiperidine	100-75-4
N-Nitrosopyrrolidine	930-55-2

別表2.8 特定の溶剤類

物質名	CAS No.
Carbon disulfide	75-15-0
Dimethylformamide	68-12-2
2-Ethoxyethyl acetate	111-15-9
2-Ethoxyethanol	110-80-5
Ethylene glycol monomethyl ether acetate	110-49-6
2-Methoxyethanol	109-86-4
N-Methyl-2-pyrrolidone	872-50-4
Toluene	108-88-3
Trichloroethylene	79-01-6
<i>o</i> -Xylene	95-47-6
<i>m</i> -Xylene	108-38-3
<i>p</i> -Xylene	106-42-3

別表3.1 その他の多環芳香族炭化水素(PAHs)

物質名	CAS No.
Acenaphthene	83-32-9
Acenaphthylene	208-96-8
Naphthalene	91-20-3
Fluorene	86-73-7
Phenanthrene	85-01-8
Anthracene	120-12-7
Fluoranthene	206-44-0, 93951-69-0
Pyrene	129-00-0, 1718-52-1
Indeno[1,2,3-c,d]pyrene	193-39-5
Benzo[g,h,i]perylene	191-24-2
Benzo[r,s,t]peraphene	189-55-9
Dibenzo[a,h]acridine	226-36-8
Dibenzo[a,j]acridine	224-42-0
Dibenzo[a,e]fluoranthene	5385-75-1
Dibenzo[a,e]pyrene	192-65-4
Dibenzo[a,h]pyrene	189-64-0
Dibenzo[a,l]pyrene	191-30-0
7H-Dibenzo(c,g)carbazole	194-59-2
5-Methylchrysene	3697-24-3

別表3.2 chemSHERPA管理対象物質（最新版のリストに従う）

対象法規制	参考 U R L
LR01: CSCL(Chemical Substances Control Law) : Class I specified chemical substance	http://www.mext.go.jp/policy/chemical_management/kaisinhou/index.html
LR02 : Toxic Substances Control Act (TSCA) Section 6	https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tscas-regulation
LR03 : End-of Life Vehicles Directive (ELV) 2011/37/EU	http://ec.europa.eu/environment/waste/elv/index.htm
LR04 : EU RoHS Directive 2011/65/EU ANNEX II	http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm
LR05 : EU P POPs Regulation (EC) No 850/2004 ANNEX I	http://ec.europa.eu/eu-commission/chemicals/international-conventions/index_en.htm
LR06 : EU REACH Regulation (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation and ANNEX XIV	http://ec.europa.eu/eu-reach/regulation/authorisation-and-candidate-lists/candidate-lists_en.htm https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-lists
LR07 : EU REACH Regulation (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII	http://echa.europa.eu/addressing-chemicals-of-concern/restrictions/what-is-restricted
LR08 : (EU) Medical Devices Regulation (MDR) (EU)2017/745 : Annex I 10.4 Substances	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0745
IC01 : Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	http://www.gadsl.org/
IC02 : IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/Maintenance

別表3.3 挥発性有機化合物（VOCs）

物質名	CAS No.
Propan-2-ol	67-63-0
Acetone	67-64-1
Butyl acetate	123-86-4
Xylene	1330-20-7
Ethyl methyl ketone	78-93-3
Ethanol	64-17-5
Ethylbenzene	100-41-4
Tetrahydrofuran	109-99-9
2-propanol, 1-methoxy-	107-98-2
1-butanol	71-36-3
Methyl isobutyl ketone	108-10-1
Heptane	142-82-5
Ethyl acetate	141-78-6
Cyclohexanone	108-94-1

別表3.4 TSCA 優先物質（20 High-Priority Substances）

物質名	CAS No.
1,3-Butadiene	106-99-0
Butyl benzyl phthalate (BBP)	85-68-7
Dibutyl phthalate (DBP)	84-74-2
o-Dichlorobenzene	95-50-1
p-Dichlorobenzene	106-46-7
1,1-Dichloroethane	75-34-3
1,2-Dichloroethane	107-06-2
trans-1,2-Dichloroethylene	156-60-5
1,2-Dichloropropane	78-87-5
Dicyclohexyl phthalate	84-61-7
Di-ethylhexyl phthalate (DEHP)	117-81-7
Di-isobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5
Ethylene dibromide	106-93-4
Formaldehyde	50-00-0
1,3,4,6,7,8-Hexahydro-4,6,6,7,8,8-hexamethylcyclopenta[1,2-benzopyran (HHCB)	1222-05-5
Tetrabromobisphenol A (TBBPA)	79-94-7
Phosphoric acid, triphenyl ester (TPP)	115-86-6
Phthalic anhydride	85-44-9
1,1,2-Trichloroethane	79-00-5
Tris(2-chloroethyl) phosphate (TCEP)	115-96-8

別表3.5 イソシアネート類（モノマー）

物質名	CAS No.
Diphenylmethane-4,4-di-isocyanate (MDI)	101-68-8
Diphenylmethane-2,2-di-isocyanate (2,2-MDI)	2536-05-2
Diphenylmethane-2,4-di-isocyanate (2,4-MDI)	5873-54-1
MDI mixed isomers	26447-40-5
Technical grade MDI	9016-87-9
Hexamethylene diisocyanate (HMDI)	822-06-0
Isophorone diisocyanate (IPDI)	4098-71-9
Tetramethylxylene diisocyanate (TMXDI)	2778-42-9
Toluene-2,4-diisocyanate (2,4-TDI)	584-84-9
Toluene-2,6-diisocyanate (2,6-TDI)	91-08-7
2,4-/2,6-TDI mixture	26471-62-5
2,6-Diisopropylphenyl-isocyanate	28178-42-9
4,4-Methylendicyclohexyl-di-isocyanate (4,4-MDI)	5124-30-1
Naphthalene-1,5-diisocyanato- (1,5-NDI)	3173-72-6
Phenylisocyanate	103-71-9

別表3.6 グリシルエーテル類（モノマー）

物質名	CAS No.
Allyl glycidyl ether	106-92-3
1,4-Butanediol diglycidyl ether	2425-79-8
2,2'-(Oxybis(methylene))bis[oxirane]	2238-07-5
Bisphenol A diglycidyl ether	1675-54-3
Glycidyl neodecanoate	26761-45-5
1,6-Hexanediol diglycidyl ether	16096-31-4
2-[{(1-Methylethoxy)methyl]oxirane	4016-14-2
Butyl glycidyl ether	2426-08-6
Oxirane, 2-[(C8-10-alkyloxy)methyl] derivs.	68609-96-1
Phenyl glycidyl ether	122-60-1
p-tert-Butylphenyl glycidyl ether	3101-60-8
Glycerol triglycidyl ether	13236-02-7

成分表 及び 各国登録状況

製品名		区分	原材料 又は 副資材を選択下さい
-----	--	----	------------------

●入力要項 構成成分情報：原則として、100%となるように、含有全成分をご記入ください。

NAMICSグリーン調達基準 環境負荷化学物質リストに該当する物質は、閾値未満であっても、情報が既知の場合、ご報告願います。

また、含有量が不明瞭な物質については、“設計上、想定される最大値”にて報告願います。（※参考値であり、保証値としての要求ではありません）

NAMICS グリーン 構成成分情報の欄にて報告いただきました各成分の弊社調達基準への該当区分を選択願います。

調達基準： また、閾値以上で「削減物質」を含有する場合は、是正計画についてもご回答願います。

各国登録状況：構成成分のすべてが各国の既存化学物質リストに登録されている あるいは当該法規に対象外との理由から流通可能な場合は ○、未登録の新規化学物質を含むため流通不可能な場合は × を選択願います。

各国登録状況の判定の際、含有区分が“不純物”的成分は考慮の対象から除外ください。 また、製品区分が“副資材”的ものは判定自体が不要となります。

ハロゲン含有情報：弊社顧客対応のため、不純物を含む製品としての「全塩素／全臭素量」の情報をご提供願います。

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

No.	構成成分情報					NAMICS グリーン調達基準			各国登録状況							ハロゲン含有情報(ppm)			
	物質名	CAS No.	含有量 (%)	含有区分	用途／目的	規制レベル	管理No. および物質名	『削減物質』是正計画の立案	日本 ENCS (化審法)	米国 TSCA	カナダ DSL / NDSL	韓国 ECL	中国 IECSC	台湾 TCSI	フィリピン PICCS	ベトナム NCI	全塩素	根 捩	全臭素
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合 計		0.0000	登録状況が“×”または“知見無し”的要因となる成分の行No.																

日本 輸出貿易管理令の該非及び、生産国に関する確認

輸出貿易管理令	
生 产 国	

参考情報 各国登録状況 確認参照先：

ENCS: TSCA:	http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html
DSL/NDSL:	http://www.ec.gc.ca/subsnouvelles-newsubs/
ECL:	http://ncis.nier.go.kr/en/main.do
IECSC:	http://apciss.cirs-group.com/
TCSI:	https://csnn.osha.gov.tw/content/home/Substance_Home.aspx
PICCS:	http://119.92.161.2/internal/CasREgistry.aspx
NCI:	http://chemicaldata.gov.vn/cms.xc

※弊社、化学物質管理システムへ取り込みますので、エクセルファイルのままご提出願います。

回答年月日	
会社名（事業所名）	
担当部署名	
担当者	氏 名
	T E L
	F A X
	E-mail

※ベトナムインベントリ(NCI)収載状況調査方法は別シート参照

備 考	
-----	--

NAMICS グリーン調達基準 該当物質 一覧

別紙一3 “NAMICS グリーン調達基準”欄 入力用の参考情報です。

同じ物質でも“対象用途”により“規制レベル”が異なる場合があります。詳しくは、最新の「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」をご参照願い

規制レベル	管理No.	物質名
レベル1	P1001	カドミウム及びその化合物
レベル1	P1002	鉛及びその化合物
管 理	M001	鉛及びその化合物 (対象用途 以外)
レベル1	P1003	水銀及びその化合物
レベル1	P1004	六価クロム化合物
レベル1	P1005	包装材におけるカドミウム、鉛、水銀、六価クロム（4重金属）の合計
レベル1	P1006	ポリプロモビフェニル (PBB)
レベル1	P1007	ポリプロモジフェニルエーテル (PBDE) (DecaBDE含む)
レベル1	P1008	ヘキサプロモシクロドデカン (HBCDD)
レベル1	P1009	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
レベル1	P1010	ポリ塩化ナフタレン (PCN)
レベル1	P1011	ポリ塩化ターフェニル (PCT)
レベル1	P1012	塩素化パラフィン (CP)
レベル1	P1013	ポリ塩化ビニル及びPVC混合物
レベル1	P1014	ハイドロフルオロカーボン(HFC)、バーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)
レベル1	P1015	オゾン層破壊物質 (ODS)
レベル1	P1016	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)
レベル1	P1017	バーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び関連物質
レベル1	P1018	バーフルオロオクタン酸 (PF0A) とその塩及び関連物質
レベル1	P1019	ベリリウム及びその化合物
レベル1	P1020	塩化コバルト
レベル1	P1021	砒素及びその化合物
レベル1	P1022	石綿 (アスペスト)
レベル1	P1023	特定アゾ化合物 (特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン)
レベル1	P1024	ホルムアルデヒド
削 減	R001	ホルムアルデヒド (対象用途 以外)
レベル1	P1025	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2, 4, 4-トリメチルベンテンとの反応生成物 (BNST)
レベル1	P1026	フマル酸ジメチル (DMF)
レベル1	P1027	多環芳香族炭化水素 (PAHs)
レベル1	P1028	ベンゼン
レベル1	P1029	ヘキサクロロベンゼン
レベル1	P1030	人権侵害及び高リスク地域に關わる鉱物 (紛争地域、及び高リスク地域(CAHRs)原産の鉱物)
レベル1	P1031	放射性物質 [ウラン (U)、プルトニウム (Pu)、ラドン (Rn)、アメリシウム (Am)、トリウム (Th)、セシウム (Cs)、ストロンチウム (Sr) など]
レベル1	P1032	赤燐／黄燐
レベル1	P1033	特定のフタル酸 (DEHP/DBP/BBP/DIBP)
レベル1	P1034	りん酸トリス2-クロロエチル (TCEP) りん酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) りん酸トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)
レベル1	P1035	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) とその塩及び関連物質
レベル1	P1036	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)
レベル1	P1037	”デクロランプラス” TM
レベル1	P1038	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物
レベル1	P1039	TSCA 優先物質 (PBT, First 10 Chemical Substances)
レベル1	P1040	アクリルアミド (モノマー)
レベル1	P1041	ダイオキシン類及びフラン類
レベル1	P1042	クロロフェノール
レベル1	P1043	着色剤 (発がん性、皮膚感作性の懸念があるもの)
レベル1	P1044	ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質
レベル1	P1045	メチルフェノール化合物
レベル1	P1046	農薬類
レベル1	P1047	UV安定剤
レベル1	P1048	長鎖ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) C9-C20とその塩及び関連物質
レベル1	P1049	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs) C9-C14とその塩及び関連物質
レベル1	P1050	ハロゲン化ジフェニルメタン類
レベル1	P1051	ラテックス、天然ゴム
レベル1	P1052	過塩素酸塩
レベル1	P1053	テトラブロモビスフェノールA(TBBA, TBBPA)
レベル2	P2001	有機スズ化合物
レベル2	P2002	アクリレートモノマー グループ1
レベル2	P2003	PFAS (Per-and Polyfluoroalkyl Substances)
レベル2	P2004	殺生物剤
レベル2	P2005	ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS) 及び関連物質

規制レベル	管理No.	物質名
削減	R002	その他のフタル酸エスチル（規制物質を除く）
削減	R003	ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム
削減	R004	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール
削減	R005	ビス(2-メトキシエチル)エーテル
削減	R006	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)
削減	R007	エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)
削減	R008	リン酸トリキシリル(TXP)
削減	R009	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル(DOTE)
削減	R010	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物(DOTEとMOTEの反応生成物)
削減	R011	REACH 高懸念物質
削減	R012	アクリレートモノマー グループ2
削減	R013	アルキルフェノールエトキシレート及びアルキルフェノール(APEO/AP)
削減	R014	ビスフェノール類
削減	R015	ジフェニルアミン
削減	R016	n-ヘキサン
削減	R017	特定の有機塩素化合物
削減	R018	ハロゲン系難燃剤
削減	R019	エビクロロヒドリン
削減	R020	2-フェニル-2-プロパノール
削減	R021	ジフェニルチオ尿素
削減	R022	エストラゴール
削減	R023	ヘキサメチレンテトラミン
削減	R024	2-メルカプトベンゾチアゾール
削減	R025	メチル=ベンゾイルホルマート
削減	R026	2-アミノエタノール
削減	R027	メタクリル酸類
削減	R028	N-ニトロソアミン類
削減	R029	特定の溶剤類

規制レベル	管理No.	物質名
管理	M002	その他の多環芳香族炭化水素(PAHs)（規制物質を除く）
管理	M003	アンチモン及びその化合物
管理	M004	ビスマス及びその化合物
管理	M005	その他有機臭素系化合物(PBB, PBDEを除く)
管理	M006	その他有機塩素系化合物(PCB, PCN, PCT, SCCPを除く)
管理	M007	コバルト及びその化合物(塩化コバルトを除く)
管理	M008	フッ素およびその化合物
管理	M009	ヨウ素およびその化合物
管理	M010	chemSHERPA管理対象物質
管理	M011	低分子シロキサン(≤20量体)
管理	M012	ナノマテリアル(粒子径が1~100nmの化学物質)
管理	M013	燐及びその化合物(赤燐/黄燐を除く)
管理	M014	シアノ化合物
管理	M015	硫黄及びその化合物
管理	M016	亜鉛及びその化合物
管理	M017	チタン及びその化合物
管理	M018	揮発性有機化合物(VOC)
管理	M019	レアメタル
管理	M020	TSCA 優先物質(20 High-Priority Substances)
管理	M021	バリウム及びその水溶性化合物
管理	M022	クロム及びその化合物(六価クロムを除く)
管理	M023	イソシアネート類(モノマー)
管理	M024	ニッケル及びその化合物
管理	M025	マイカ
管理	M026	金、錫、タンタル、タングステン(P1030に該当しないもの)
管理	M027	ベンジルアルコール
管理	M028	グリシルエーテル類(モノマー)
管理	M029	アルミニウム及びその化合物
管理	M030	リチウム及びその化合物
管理	M031	マグネシウム及びその化合物
管理	M032	銅及びその化合物

ベトナム 国家化学品データベースシステム：<http://chemicaldata.gov.vn>

注意：「Internet Explorer」の場合、以下の画面を開けない事がありますので、
「Google Chrome」もしくは、「Microsoft Edge」をご活用願います。

①クリック

②クリック

③クリック

④ CAS No. 入力

⑤クリック

⑥既存化学物質リストに登録がある場合は、ここに物質名が表示されます。

HỆ THỐNG CƠ SỞ DỮ LIỆU HÓA CHẤT QUỐC GIA
VIETNAM NATIONAL CHEMICAL DATABASE SYSTEM

TÌM KIẾM CHẤT

Lọc thông tin

Thông tin hóa chất

Tim kiem

Danh sách chất

STT	Mã	Cas	Tên chất	Phụ lục quản lý	Chi tiết
1	Nci No: HSCode:	50-00-0	EN: Formaldehyde Vi: Formaldehyde	- 113/2017/NĐ-CP: (Phu luc 4 - hoa chat lap Ke hoach PNUPSC) - 113/2017/NĐ-CP: (Phu luc 5 - hoa chat khai bao) - CLL: Chemical Law List	
2	Nci No: HSCode:	50-01-1	EN: Salt of hydrogen chloride and guanidine (1:1) Vi: Salt of hydrogen chloride and guanidine (1:1)		
3	Nci No: HSCode:	50-02-2	EN: 9-Fluoro-11beta,17,21-trihydroxy-16alpha-methylpregna-1,4-diene-3,20-dione Vi: 9-Fluoro-11beta,17,21-trihydroxy-16alpha-methylpregna-1,4-diene-3,20-dione		
4	Nci No: HSCode:	50-03-3	EN: Hydrocortisone acetate Vi: Hydrocortisone acetate		

© 2017 Bản quyền thuộc Cục hóa chất và công nghệ công nghiệp thương mại. Địa chỉ: 21 Ngõ Quyền, Tràng Tiền, Hoàn Kiếm, Hà Nội.
Điện thoại: 024 2220 5056 - Fax: 024 2220 5057 - Email: www.cuchoachat.gov.vn. - Hỗ trợ kỹ thuật: Điện thoại: 091 895 3916.

TÌM KIẾM CHẤT

Lọc thông tin

Tim kiem

Mã quản lý (NciNo)

CAS

Tên hóa chất

Phụ lục quản lý

⑥既存化学物質リストに登録がある場合は、ここに物質名が表示されます。

Danh sách chất

STT	Mã	Số hiệu	Tên	Nội dung
1	<input type="checkbox"/>	List1	113/2017/NĐ-CP	Danh mục hóa chất SX KD có điều kiện
2	<input type="checkbox"/>	List2	113/2017/NĐ-CP	Danh mục hóa chất hạn chế SX KD
3	<input type="checkbox"/>	List3	113/2017/NĐ-CP	Danh mục hóa chất cấm
4	<input type="checkbox"/>	List 4	113/2017/NĐ-CP	Danh mục hóa chất phải lập KHPN UPSC hóa chất
5	<input type="checkbox"/>	List 5	113/2017/NĐ-CP	Danh mục hóa chất phải khai báo
6	<input type="checkbox"/>	CHRIP	CHRIP	CHRIP
7	<input type="checkbox"/>	CLL	CLL	Chemical Law List
8	<input type="checkbox"/>	ListCTCN		Phụ lục tiền chất thuốc nổ

Làm lại

Tim kiem

ISO. 製品含有化学物質管理システム構築状況調査票

1. 品質／環境マネジメントシステム構築状況および他社認定制度取得状況

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

詳細については見本をご参照ください。

※その他あれば空欄に記入

認証名称	構築状況	取得状況			
		状況	年月日 (yyyy/m/d)	有効期限 (yyyy/m/d)	認証機関、企業名称等
ISO9001					
IATF16949					
ISO14001					
エコアクション21					
自社独自システム					

2. 製品含有化学物質管理システム構築状況および他社認定制度取得状況

※その他あれば空欄に記入 ▼他社又は第三者からの認証があれば記入

1) システムの構築状況、 他社認証制度取得状況	構築状況	取得状況			
		状況	年月日 (yyyy/m/d)	有効期限 (yyyy/m/d)	認証機関、企業名称等
ソニーグリーンパートナー					
自社独自システム					

3. 化学物質管理体制の自己チェック

チェック項目	回答
納入先が禁止する化学物質は非含有であることを検証しているか？	
購入先の監査を実施し、製品含有化学物質管理システムを審査しているか？	
非含有証明書、分析データ等々、グリーン調達のための調査に応ずることは可能か？	
高精度分析データの提供は可能か？	
材料・配合・製法（工程、設備、場所）等の変更時に、納入先へ事前に申請し承認を得る仕組みがあるか？	

回答年月日		
会社名（事業所名）		
責任部署名		
責任者 役職、氏名、印	役職	
	氏名	印
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

ナミックス（株）
品質保証本部 品質保証G宛

輸出貿易管理令に関する該非判定書

対象製品リスト

No	対象製品名	No	対象製品名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

法令		該非判定	該当項目（非該当となる場合はその理由も）
輸出貿易管理令 別表第1	1～15項	判定を選択 下さい	
輸出貿易管理令 別表第2		判定を選択 下さい	

回答年月日		
会社名（事業所名）		
責任部署名		
責任者 役職 氏名 印	役職	
	氏名	印
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

NAMICSグリーン調達基準書 改訂記録

版数	年月日	改訂内容	改訂理由	改訂元
9	2012/11/30	環境方針を追加し、全体の構成を見直す	内容を、分かり易くするため	品質保証本部
10	2014/9/19	5. お取引先様と製造元様が異なる場合の追記 7.4 (1) 同上 7.4 (5) 4) に管理No.の説明を追記 7.4 (6) ワンセット → (6) SDS (7) MSDSplus 7.4 (7) 3) に説明を追記 7.4 (7) 4) に説明を追記 7.5一覧表みなおし 7.5 (2) に説明を追記 別紙－2. 非含有証明書の改訂（分析データの状況をチェックする欄を追加）	現状に即して、内容を分かり易くするため 7.5一覧表みなおしの関連で、SDSとMSDSplusを分けるため MSDSplusは、最新のものをご提出いただくため 調査対象が副資材の場合に、現状に即してご提出いただくため ・MSDSplusを、必須とするため ・別紙－4（成分表）は、変更がある場合にのみ、ご提出いただくため 調査の主旨を、お取引先様に御理解いただくため 分析データの状況を、分かり易くするため	品質保証本部
11	2016/4/25	3.3(1) “規制物質”の定義に説明を追加 3.3(2) 環境負荷化学物質に“削減物質”的区分を新設 3.4 用語の定義の追加 7.4(2) 全面改訂 7.4(3) 全面改訂 7.5 一覧表の見直し 関連規定の名称を「NAMICSグリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」に変更 各種別紙の見直し	要求事項の明確化を図るため 別紙－2（適合証明書）の見直しに伴う 別紙－3（成分表及び各国登録状況）の見直しに伴う 別紙－3（成分表及び各国登録状況）を、必須とするため 基準書の用語の定義に揃えるため 基準書の要求事項との整合性を高めるため	品質保証本部
12	2017/6/16	3.2(3) 用語の定義に“ハロゲンフリー”を追加 5.2(3) 報告が必要となる含有状況の追加 7.4(3) 分析項目に“フタル酸エスチル類”を追加 7.4(6) 全面改訂 7.5 一覧表の見直し	塩素、臭素に対する要求事項を明確にするため RoHS指令の規制対象物質の追加に備えるため 提出資料への“chemSHERPA”導入に伴う	品質保証本部
13	2018/6/29	7.4(3) 必須の分析項目に“フタル酸エスチル類”を追加 7.4(6) MSDSplusを提出資料から削除。	RoHS指令の規制対象物質の追加に備えるため 入力支援ツールの更新終了に伴い、chemSHERPAへ完全移項するため。	品質保証本部
14	2019/6/28	3.4(7) 高精度分析を削除 7.4(3) 分析要求に関する文言を変更 原材料、副資材共に分析対象を統一 7.4(6) chemSHERPAダウンロード用リンク先の修正 7.4(6) chemSHERPA作成時の留意事項を修正。 7.5 原材料と副資材の要求資料を分け、副資材の要求資料を緩和。 10 代表電話番号を追加	分析に関する要求事項を7.4(2)にまとめた 現状の依頼状況に合わせ、分析に関する要求事項を7.4(2)にまとめた リンク先の変更があつたため 現状の依頼状況に合わせるため 必要情報を直したため 連絡先を補足するため	品質保証本部

版数	年月日	改訂内容	改訂理由	改訂元
15	2020/6/30	7.4(1) 資料配布方法の変更 9.2(1) 資料配布方法の変更	グリーン調達基準書、各種資料をナミックホームページへ掲載する形に変更したため	品質保証本部
16	2021/7/30	目次 文言の修正	内容の見直しに伴う	品質保証本部
		2.3 その他材料を追加	適用範囲の拡大	
		3.3(1) 全面改訂	別紙-2の見直しに伴う	
		3.4(6) 不純物に関する文言を変更	定義の明確化	
		5.1 全面改訂	別紙-2の見直しに伴う	
		5.2(1)1) 全面改訂	別紙-2の見直しに伴う	
		7.4(2) 文言を追加、修正	別紙-2の見直しに伴う	
		7.4(4)(5)を追加	別紙-3の見直しに伴う	
		7.5 該非判定書の項目を追加	別紙-3の見直しに伴う	
		9.1(1) 別紙-5 該非判定書を追加	別紙-5の追加に伴う	
17	2022/6/30	別紙-2、別紙-3の見直し	環境負荷化学物質リストの見直しに伴う	品質保証本部